

学校給食に起因する食中毒事案に係る訴訟の提起について

1 事件の概要

平成 29 年 2 月に発生した学校給食共同調理場から提供した給食に起因する集団食中毒については、最終的に(株)東海屋（当時大阪市 現在は姫路市に移転）が製造した「きざみのり」に起因するものであった。二次感染者を含めると 1,000 名を超える児童等に症状が発症したが、これらに対する医療補償等は被害者からの申請に基づき、(株)東海屋の責任で行っている。

一方で、食中毒事案に要した市の経費については、(株)東海屋に平成 29 年 10 月 6 日付で求償を求めた文書を送付しており、その金額は 10,219,611 円で、内訳は下記のとおりである。

種別	金額	内容
人件費	1,890,666 円	本件に係る対応で正規職員等が勤務した時間外手当分
賃金	3,533,773 円	学校給食配膳員の休業手当及び 学校事務補助員が給食費返還事務を行った分
消耗品	1,332,876 円	主に給食中止期間に行った消毒に関する経費及び 児童用白衣（給食費）の購入代金
郵便料・手数料	427,612 円	補償請求を希望する対象に対して送付した郵便料及び ノロウイルス検査手数料
補償金等	3,034,684 円	給食中止決定後の食材の納入を中止できなかった分、2 月 16 日・17 日の給食の食材費分及び中止となった金額を口座 に返金した際の口座振り込み手数料

2 損害賠償請求とその後の経緯

文書の日付等	事項
平成 29 年 10 月 6 日 (市→(株)東海屋)	「食中毒に関する市の損害に係る賠償請求について（通知）」を(株)東海屋に対し送付。10,219,611 円の損害賠償請求を行い、平成 29 年 11 月 15 日までの納付を求める内容
	この間、期限までに納付がなかったため、納付を求める連絡をとる。
平成 30 年 4 月 13 日 (株)東海屋代理人→市)	(株)東海屋代理人より「ご連絡」という上記通知に対する回答が FAX にて届く。一部回答保留(条件付きで支払う用意がある)を除くと総額 416,011 円の支払いを認めている。
平成 30 年 5 月 29 日	(株)東海屋との交渉について、市の顧問弁護士と代理人契約をする。
平成 30 年 7 月 25 日 (市代理人→(株)東海屋代理人)	意見書（食中毒に関する損害賠償請求の件）を立川市代理人より郵送。市の見解をあらためて示し、損害賠償請求に対し再検討を求めた。併せて、一部保留となっていた白衣の購入履歴を送付した。
平成 30 年 12 月 25 日 (株)東海屋代理人→市代理人)	(株)東海屋代理人より「ご連絡」という意見書に対する回答が市代理人に郵送で届く。4 月 13 日付「ご連絡」との変更点は、白衣について支払いを認めた点。このことにより、総額 614,323 円の支払いを認めている。

3 今後の方針

市の損害賠償請求のうち(株)東海屋代理人が相当因果関係を認めず、支払う意思のない項目については、市の見解との隔たりが大きく交渉による進展が望めないため、今後は**訴訟による解決**を目指す。

具体的には 3 月 8 日の文教委員会への報告ののち、3 月 22 日の議会最終日に「訴訟の提起」の議案を提出する。